

(陳受28第18号)

消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年3月11日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

アイヌ語は、我が国の先住民族であるアイヌ民族の言語であり、世界的に極めて貴重な、他言語からの語彙の借用もしくは継承（例えば、日本語におけるロシア語からの借用では、イクラ（魚卵）、アジト、コムンテルン（共産党・暴革派）、ノルマのようなもの）をなさず、言語系統においても貴重な、いかなる語族にも属さぬ「孤立した言語」である。

そしてアイヌ語は、かねてより国際連合教育科学文化機関によって、消滅危機言語の中でも最悪のランクである「最も深刻な消滅の危機に瀕する言語」に分類されている。また、正確な数字は把握できないが、純粹なるアイヌ語話者数は、10人未満となっており、その平均年齢も優に80歳を超えているものと思料される。

たとえ、地理的に相当有利な北海道内の大学または首都圏の言語学を強みとする主要もしくは大規模な大学などの教育機関でさえ、一般人によるアイヌ語の履修は、不可能となっている。現に、道内の大学出身者の陳情者自身も、当該履修はとうとうかなわなかった。無念。

また、当該教育機関における言語学的研究分野においてすら、その関心の対象とされず、淘汰されつつある（研究または教育の対象は、よくてもせいぜい、北欧言語程度である）。このままでは、間違いなく我々が生きている間に、アイヌ語は絶滅する。文化のかなめである言語を失うことで、日本国民によるアイヌ文化全般に対する保全、継承、研究または教育に対する興味、関心または意欲も激減し、やがてアイヌ文化そのものが、絶滅してしまうことと思料される。

地方公共団体の地域のいかに問わず、我が国の貴重な先住民族の文化のかなめであるアイヌ語の消滅を、決して看過してはならない。教育行政の現場でもある地方行政から、アイヌ語の保全等に力を入れなくてはならない。

以上の趣旨から、市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけることを求め、陳情する。

記

- 1 我が国における消滅の危機に瀕する言語であるアイヌ語の保全及び継承へ努めること。
- 2 学校図書館及び市立図書館において、アイヌ語に係る図書を、貴重な言語を思わせる目立つ表示を随伴する特別なスペースに置き、各種講習会もあわせて開催すること。